群馬県内相互乗り入れ予防接種実施要領

群馬県医師会

１　目的

予防接種法第５条及び第６条の規定に基づく予防接種及び別に定める予防接種について、住所地市町村外における接種（現行の市町村と郡市医師会及び医療機関との委託契約により実施される接種を除く。以下「県内相互乗り入れ予防接種」という。）を円滑に実施し、住民の利便性を図ることを目的とする。

２　対象者について

県内相互乗り入れ予防接種の対象者は次のとおりとする。

（１）かかりつけ医が当該住所地市町村外にいる者

（２）その他、当該住所地市町村長が認めた者

（やむを得ない事情により接種機会を逃した者、里帰り出産等のため実家などで予防接種を受けたい者、当該住所地市町村外施設に入所している者など）

３　予防接種の種類について

予防接種の種類は次のとおりとし、接種協力医師はこのうち対応可能な予防接種について実施する。

ア　Ａ類疾病に係る予防接種

五種混合（DPT-IPV-Hib）、四種混合（DPT-IPV）、三種混合（DPT）、二種混合（DT）、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、ＢＣＧ、ポリオ（IPV）、

ヒトパピローマウイルス感染症、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、Ｂ型肝炎、

ロタウイルス感染症

イ　Ｂ類疾病に係る予防接種

インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌

４　委託料について

（１）全県下統一料金にはしない。

接種委託料金はどこの市町村で接種したかには関係なく、被接種者の住所地の市町村で決めた接種委託料金（原則として当該市町村区域内での個別予防接種契約で定める単価と同額）を接種した医療機関に支払う。

（２）集団接種を実施している市町村においては、個別接種に移行するのが望ましいが、当分の間は住民の利便性の観点から新たに県内相互乗り入れ予防接種に係る個別接種料金を設定する。

（３）委託料は、ワクチン代を含めた額とする。

（４）市町村は毎年度及び随時、群馬県内相互乗り入れ予防接種業務委託契約書（統一様式１）の「群馬県内相互乗り入れ予防接種料金表」（接種上の留意点を含む。以下「料金表」という。）（統一様式２）を作成し、群馬県医師会へ提出する。

県医師会は、料金表の写を接種協力医師へ配布する。

５　契約について

（１）「現行の契約」について

・現行の各地域で行われている市町村と郡市医師会及び医療機関との契約はそのまま存続させ、これを優先する。

（２）「県内相互乗り入れ予防接種業務委託契約」について

・県内相互乗り入れ予防接種について、各市町村長と群馬県医師会長との間で契約を締結するものであり、健康被害が発生した場合の協定も含まれる。

・県内相互乗り入れ予防接種に協力する医師は、県下全市町村長が実施する予防接種に協力する旨を承諾した医師（全県下協力医師）とする。

・県医師会長は県内相互乗り入れ予防接種について協力することを承諾した医師の代理人として、毎年度、市町村長と「契約書」（統一様式１）により契約を行う。

（３）「群馬県内相互乗り入れ予防接種委託委任状」について

・県内相互乗り入れ予防接種に協力する医師は、群馬県医師会長に「群馬県内相互乗り入れ予防接種委託委任状」（統一様式３）を提出する。

（４）「県内相互乗り入れ予防接種協力医療機関名簿」について

・群馬県医師会は、毎年度及び３ヶ月毎に「県内相互乗り入れ予防接種協力医療機関名簿」（統一様式４）を作成し各市町村に配布する。

６　接種料金の請求方法

（１）医療機関は、あらかじめ配布された契約市町村ごとの予防接種料金表をもとに実施月分の「県内相互乗り入れ予防接種実施報告書兼委託料請求書」（以下「請求書」という。）（統一様式５）を作成し、予診票を添付して翌月１０日までに所属する郡市医師会へ提出する。

（２）郡市医師会は、（１）により提出された請求書等を各々該当する市町村へ毎月２０日までに送付するとともに、「群馬県内相互乗り入れ予防接種実施報告書」（統一様式６）を作成し県医師会へ提出する。

（３）市町村は、請求書等の書類を審査し、正当であると認めた場合は、契約書に定める日までに委託料を支払う。

但し、請求書等に過誤を認めた場合には、請求のあった医療機関へ直接照会するものとする。

７　実施方法

（１）市町村から接種協力医師への依頼書は必要としない方式とする。

また、接種希望者から住所地市町村への申し込みは原則として必要としない方式とする。

（２）予診票は、原則として接種希望者の住所地市町村のものを使用することとする。

但し、Ａ類疾病に係る予防接種について、事情により接種地市町村の予診票を使用する必要が生じた場合は、被接種者の住所地市町村に電話により承諾を得ることとする。

また、Ｂ類疾病に係る予防接種（インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌）については、被接種者が予診票を持参しなかった場合等には、群馬県内相互乗り入れ用の予診票（統一様式８・統一様式９）を使用することとし、その場合は必ず被接種者の住所地市町村の承諾を電話により得ることとする。さらに被接種者住所地市町村の承諾を得られた場合には、予診票の「市町村へ連絡」の欄に承諾を得た月日を記載する。

（３）接種協力医師は、接種の際は健康保険証、特別永住者証明書等、福祉医療受給者証等により接種希望者の住所を確認し、母子健康手帳等により予防接種歴の確認を行う。

さらに接種を行う前に料金表により、必ず各市町村の接種上の留意点を確認し、接種を行う。

（４）接種後、接種協力医師は母子健康手帳または住所地市町村の接種済証に必要事項を記載する。但し、被接種者が母子健康手帳または住所地市町村の接種済証を持参しなかった場合は、インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌予防接種については、群馬県内相互乗り入れ用の接種済証（統一様式７・統一様式10）を使用することとする。

（５）自己負担金がある場合、被接種者は接種協力医療機関にその金額を支払う。

（６）健康被害が発生した場合、住所地市町村長は自ら設置する「予防接種健康被害調査委員会」における調査が円滑に実施されるよう群馬県医師会と協議し、必要に応じて接種協力医師の所属する郡市医師会の協力を得ることとする。

８　事務処理

事務は、群馬県医師会事務局が行う。

９　その他

群馬県内相互乗り入れ予防接種契約は、県内市町村の一斉実施が望ましいが、当面の間は本制度に賛同し準備のできた市町村から始めることとする。

附則　この要領は、平成１５年　３月１８日から施行する。

平成１５年　７月２４日　　改定

平成１６年　２月　２日　　改定

平成１８年　１月２７日　　改定

平成１８年　６月　１日　　改定

平成１９年　２月　１日　　改定

平成２０年　２月　１日　　改定

平成２０年　３月２５日　　改定

平成２０年　３月２８日　　改定

平成２２年　９月　１日　　改定

平成２３年　１月１９日　　改定

平成２３年　４月　１日　　改定

平成２４年　９月　１日　　改定

平成２４年１１月　１日　　改定

平成２５年　４月　１日　　改定

平成２６年１０月　１日　　改定

平成２７年　４月　１日　　改定（統一様式８・９改定）

平成２８年１０月　１日　　改定

平成３０年　４月　１日　　改定

令和　２年１０月　１日　　改定

令和　６年　４月　１日　　改定